

戸籍等交付請求書

どなたの戸籍が必要ですか

年 月 日

本籍 (外国籍の方は国籍)	東京都江戸川区	丁目	番地
筆頭者氏名 (戸籍の最初に書いてある方)	フリガナ	明・大 昭・平	年 月 日生

ご注意

偽りその他の不正の手段により交付を受けたときは、三十万円以下の罰金が科せられます。
証明書の発行の際委任状が必要な場合があります。
(くわしくは裏面を参照してください。)

何が必要ですか

1	戸籍全部事項証明書 (戸籍謄本)	通
2	除籍・改製原謄本、除籍全部事項	通
3	戸籍個人事項証明書 (戸籍抄本)	通
4	除籍・改製原抄本、除籍個人事項	通
5	一部事項証明書 (戸籍・除籍)	通
6	身分証明書	通
7	不在籍証明書	通
8	戸籍の附票 (現・改) (全部・一部)	通
9	その他の証明書 (附票告知書)	通
10	受理証明書	通
11	届書記載事項証明書	通

備考欄

どなたの証明書が必要ですか

フリガナ

氏名

明・大・昭・平 年 月 日生

1～9の証明が必要な方も、最近届出をされた方は下欄に記入してください

出生・婚姻・死亡・離婚・()届

昭和・平成 年 月 日

()区市町村に提出

窓口に来られた方はどなたですか

住所	電話 ()
フリガナ氏名	明・大 昭・平 年 月 日生
必要な戸籍の筆頭者と窓口に来られた方との関係	本人・夫・妻・子・孫・父母・祖父母・その他 ()
上記その他に記入された方および【11届書記載事項証明書】を請求された方はご記入ください。	
使用目的	提出先

どなたに頼まれましたか (窓口に来られた方と同じ場合は書く必要はありません)

住所	電話 ()
フリガナ氏名	窓口に来られた方との関係

通数	手数料	受付	審査

免・パ・住力・個力・保・身・問

戸籍の附票請求で法人請求の時には、法人の所在地・代表者名・代表者印が必要です。
コンピュータ化(平成十四年七月改製)以前の戸籍が必要な方は、お申し出ください。

【委任状を必要とする場合は以下のとおりです】

窓口に来られた方 証明の種類	本人	戸籍に記載されている 方及びその直系・配偶 者の方	その他の方
全部・個人・一部事項証明書、附票	不要	不要	必要
除籍・改製原戸籍謄本	不要	不要	必要
身分証明書・受理証明書・その他の証明書	不要	必要	必要

相続などの理由により委任状が不要な場合があります。

身分証明書については、本人以外の方が来られる場合は委任状が必要です。

【委任状の要件(江戸川区の場合)】

代理人(受任者)の住所・氏名及び必要な証明の種類別の記載があり、
委任者の住所・氏名(必ず自署してください)・押印(スタンプ印以外の印鑑を使用してくだ
さい)及び委任年月日を記載したものを。

証明書の説明

- 全部事項証明書・個人事項証明書**とは、コンピュータ化された戸籍謄本・戸籍抄本のことを言います。江戸川区は平成14年7月6日に戸籍のコンピュータ化を行いました。それ以前に除籍された方は、コンピュータ化後の戸籍には記載されておりません(一部例外があります)。改製原戸籍謄・抄本をお取りください。
- 改製原戸籍**とは、法律等の規程により戸籍をつくりかえる前の戸籍です。戸籍のコンピュータ化前の改製原戸籍を平成改製原戸籍といいます。戸籍は平成14年(江戸川区の場合)、昭和30年代など数回つくりかえています。
- 除籍**とは、戸籍に記載されている方が全員除籍となった戸籍のことをいいます。戸籍に入っている方がお一人でもいる場合は除籍ではありません。
- 戸籍の附票**とは、戸籍に記載されている方の住民登録地の履歴を記載した証明です。改製原戸籍の附票と除籍の附票は5年間保存します。
- 受理証明書**は、江戸川区に戸籍の届出をされた方で届出人本人にのみ交付できます。ご請求の際には、届出年月日をお知らせください。
- 届書の記載事項証明**は、利害関係者の方が、特別の事由がある場合に限り請求できます。江戸川区では、届書を受けてから翌月の20日頃まで発行できます。それ以降は東京法務局(電話 03-5213-1234)へお問合せください。ただし、本籍地が江戸川区以外の方の届書は、約1年間江戸川区で交付できます。また、外国籍の方の届書は、上記期限にかかわらず江戸川区で交付できます。